

【2027年秋派遣対象】予約型留学奨学金 募集要項

長期留学（交換留学・ISEP留学・認定留学）を希望する学生が、経済的理由によって留学を断念することがないよう、留学出願前に支給を確定する返還不要の給付型奨学金「予約型留学奨学金」の奨学生を募集します。

1. 出願資格

次の①～⑦すべての条件を満たす者

- ① 長期留学（交換留学・ISEP留学・認定留学）制度にて留学を希望する者。
- ② 2027年4月1日～2028年3月31日の間に留学先大学において、留学期間1学期以上1年未満の留学を開始する見込みの者（渡航日ではなく、授業開始日が対象）。
- ③ 学力要件として、直近の学期までの通算GPAが3.20以上の者。GPAが算出されていない1年次の学生は見込みで応募可能。2026年度前期（春学期）のGPAが3.20に満たない場合は不採用となる。
- ④ 派遣年度の所属学部・大学院の本学授業料（大学院生：在学料）及び教育充実費（実験実習料）を超える「学外奨学金（海外留学奨学金及び協定校等から給付される奨学金）」を受給しない者。
- ⑤ 派遣年度の「長期留学支援奨学金」「中央大学外国人留学生給付奨学金」を受給中または受給予定でない者。
- ⑥ 過去に「予約型留学奨学金」を受給していない者（受給は、在学中1名につき1回限りとなる）。
- ⑦ 2028年3月時点で本学に在籍している者。

2. 支援内容

【北米、欧州、中南米、オセアニアなど】

1年間：留学年度1学年分の本学所属学部・大学院の授業料（在学料）及び教育充実費（実験実習料）相当額

1 Semester：上記の1/2相当額

【アジア】1年間：50万円、1 Semester：25万円

3. 給付人数

2027年秋派遣：10名程度

4. 出願

(1) 出願期間

2026年6月15日（月）午前10時～7月16日（木）午前10時

※ 出願期間外の提出はいかなる理由があっても一切受け付けません。

(2) 出願方法

<2027年度長期留学（秋派遣）交換留学生・ISEP留学生・認定留学生>

下記「2027年度秋派遣用予約型留学奨学金応募フォーム」（Google フォーム）に必要事項（留学志望理由など）を入力し応募を完了してください。異なる出願方法（メール等）での提出はいかなる理由があっても一切受け付けません。

<https://forms.gle/CcD5brkYwH4z9VNK7>

※採用者には渡航前に「口座振り込み依頼書」を提出していただきます。

(3) 面接選考

書類選考合格者には「2027 年度秋派遣用予約型留学奨学金応募フォーム」にて提出していただいた内容を元に面接選考を行います。出願者の「全学メール (@g.chuo-u.ac.jp)」宛に面接選考日程を連絡します。全学メールを定期的に確認するようにしてください。

5. スケジュール

2026年6月15日(月)午前10時 ～7月16日(木)午前10時	出願期間
2026年7月下旬	書類選考結果通知(全学メールにて通知)
2026年7月下旬～8月上旬	面接選考
2026年9月下旬	採否結果通知(全学メールにて通知)
2026年11月	秋派遣長期留学(交換留学・ISEP留学)応募
2027年5月	秋派遣長期留学 認定留学願提出(認定留学の場合)
2027年7月	奨学金給付(採用者本人名義の口座に振込み)

6. 選考における審査の観点

- ・書類選考及び面接選考
- ・本奨学金応募時に提出される「留学志望理由書」、本学における学業成績(GPA)、及び面接選考の合計得点に基づき、奨学生を選考する。なお、応募時点でGPAが付与されていない場合は、「留学志望理由書」と面接選考の結果をもって評価する。
- ・家計の所得状況は考慮しないものとする。

7. 注意点

本奨学金の受給資格は、対象となる派遣年度においてのみ有効であり、推薦先協定校または認定留学先が確定しなかった場合には、当該資格を失うものとする。

8. 併給について

- ・学内の留学奨学金との併給は可だが、派遣年度の「長期留学支援奨学金」及び「中央大学外国人留学生給付奨学金」との併給は不可。
- ・JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)との併給は可(ただし、JASSO 規程により本奨学金の給付金額は JASSO 海外留学支援制度(協定派遣) 給付金額を上回ることはいできない)。本奨学金、学部の留学奨学金及び JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)の全てに採用になった場合には、JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)を受給できるように、本奨学金の給付額を調整(減額等)する。
- ・学外の留学奨学金について、派遣年度の所属学部・大学院の本学授業料(大学院生:在学科)及び教育充実費(実験実習料)を超える「学外奨学金(海外留学奨学金及び協定校等から給付される奨学金)」とは併給不可。

9. 奨学生としての協力事項

奨学生は、本学の留学促進及び国際交流活動に寄与するため、在学中は可能な限り以下の事項に協力するものとする。

- ・国際センターが主催する留学説明会、報告会等への登壇及び運営協力
- ・広報媒体（Web サイト・パンフレット等）に掲載する留学体験記の執筆及び写真提供（広報等への掲載・公開に同意するものとする）
- ・その他、国際交流イベントにおけるアドバイザーとしての活動

10. 採用取消し

次のいずれかに該当する場合、奨学生としての採用を取り消し、給付された奨学金を返還しなければならない。

- (1) 留学期間中に休学又は退学したとき
- (2) 国外留学を中止または短縮したとき
- (3) 停学又は退学の処分を受けたとき
- (4) 国外留学の許可を取消されたとき
- (5) 所定の書類に虚偽の事実を記載したとき
- (6) 国際委員会が奨学留学生として適当でないと認めたとき
- (7) 留学終了後に所定の報告書提出義務を怠ったとき

11. 本件に関する問合せ先

中央大学 国際センター事務室 派遣留学担当

042-674-2217（平日 9:30～11:30、12:30～17:00 <日本時間>）

cic-haken-grp@g.chuo-u.ac.jp

以上